

京都市教育長訓令甲第8号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田正秀

第2条学校統合推進室の款伏見区向島小中一貫教育校開設準備室の項を次のように改める。

向島秀蓮小中学校開設準備室

- (1) 向島秀蓮小中学校の開設に向けた計画立案に関する事。
- (2) 向島秀蓮小中学校の開設に向けた調査研究に関する事。
- (3) 向島秀蓮小中学校の開設に向けた連絡調整等に関する事。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)